

狭山スキー場利用規則

1. 目的

当規則は、西武レクリエーション株式会社（以下「当社」という。）が運営する狭山スキー場（以下「当スキー場」という。）の利用者（以下「利用者」という。）の安全利用の維持向上を目的としています。当規則に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会・2013年10月改訂版）に準じるほか、社会通念上の行動にも準じます。

2. 行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、利用者には自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任があり、注意して行動する義務があります。

① 他の利用者への責任

当スキー場では、決して他の利用者の体や持ち物に危害を与えないください。

② 行動の一般的な注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも人や物を避けられるように滑り方を選んでください。

③ 先を滑る人への配慮

後ろや上から滑ってゆく人は、先を滑っている人の邪魔をしたり、危険がないように進路を選んでください。

④ 追い越し

追い越すときは、追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を残してください。

⑤ 下を滑るとき注意

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、上と下に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

⑥ コースをふさがない

コースの中で立ったり座り込んだりしてはいけません。せまい所や、上からの見通しのきかない場所は特に危険であるため、転んだときはできるだけ早くコースをあけてください。

⑦ 立ち止まり

立ち止まるときは、コースの端を利用してください。また、視界の悪い場合は、上から滑ってくる人には特に注意してください。

⑧ 流れ止めをつける

スノーボードには、流れ止めをつけてください。

⑨ 標識や警告・指示の尊重

標識や掲示物・放送等当スキー場の警告に注意し、パトロールや当スキー場係員の指示に従い、自分自身の事故防止にも努めてください。

⑩ 助け合いと協力の義務

事故に遭遇したときは、事故の当事者であるか否かに関わらず、救急活動と通報に協力をしてください。また、事故の当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

3. 注意事項

スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適な当スキー場の利用にご協力ください。

① 濃霧等天候にともなう危険

(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)を含む

② 雪質や雪面の状態による危険

③ レール・ボックス等の利用にともなう危険

④ スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険

⑤ 自己転倒による危険

⑥ 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険

⑦ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険

⑧ 不適切な用具の使用等による危険

⑨ その他、これらに類する危険

4. スノーエスカレーター注意事項

乗車前

スノーエスカレーターご乗車に不安な方は、お申し出ください。なお、事故を未然に防ぐため、ご乗車をお断りする場合があります。

① スキー板・スノーボードを外してから乗り場へ進んでください。

② スキーヤーは、ストックが他人の迷惑にならないように注意してください。

③ お子さまを抱いたり背負ったりしてのご乗車はできません。

④ スノーボードの靴紐はしっかり締めてご乗車ください。

乗車中

① 乗車中はスノーエスカレーターの手すりにつかまってください。

② 乗車中はスノーエスカレーター上でふざけたり、後ろを向いたりしないでください。

- ③ スノーエスカレーター上を歩く・走る・逆走する等の行為は行わないでください。
- ④ 体や物品をスノーエスカレーターの外に出す行為は行わないでください。
- ⑤ ストックで支柱や天井、またスノーエスカレーターのガラス面等を突く行為はお止めください。
- ⑥ スノーエスカレーターが止まっても係員の指示があるまでお待ちください。

降車時

- ① 降車時は、プレート上で足を滑らせる恐れがあるので注意してください。
- ② 降りた後は、すみやかにスノーエスカレーターから離れてください。
- ③ 降車時は、踊り場で滞留せず所定の場所で滑走準備をお願いします。

※スノーエスカレーターは点検整備の為、運転を休止する場合がございます。

5. 禁止行為

利用者に対して以下の行為を禁止いたします。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ④ 他のスキーヤー・スノーボーダーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤー・スノーボーダーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(グレンデ整備車)に近づくこと
- ⑦ スノーエスカレーターの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

6. 徐行義務

利用者は、以下の状況では徐行してください。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先等積雪が十分でないとき
- ④ 霧等で視界が悪いとき
- ⑤ 天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況のとき
- ⑥ 人工降雪設備・ネット・ロープ・マット等の人工の工作物に近づいたとき
- ⑦ 合流地点やコースが狭いところ
- ⑧ コースの脇や末端に近づいたとき

- ⑨ スノーエスカレーター乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑩ コースが混雑しているとき
- ⑪ キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき
- ⑫ 業務のために出動しているパトロールに近づいたとき
- ⑬ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

7. 設置アイテムの利用上の義務

レール・ボックス等の利用者は次のことを守ってください。

- ① 掲示板等の注意書に従う。
- ② 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- ③ 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- ④ ヘルメットその他必要な防具を着用する。

8. お子さまの保護者・付添人の責務

- ① 保護者・付添人はお子さまの能力を見極め、お子さまを危険にあわせないように努めてください。
- ② 保護者・付添人はお子さまに対して、当スキー場で守るべきルールについてご指導ください。

9. 免責・損害賠償責任

当社は、利用者が当規則及びその他当スキー場からの注意・禁止事項等に違反したことによって発生した一切の事故の責任を負いかねます。また、利用者は、当社又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負います。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

10. 不可効力

天災、疫病・感染症の流行その他の不可抗力に基づく事由により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、当スキー場又はスノーエスカレーターの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

11. 当規則の変更

当社は、必要に応じて当規則の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。この場合、当社は、当規則を変更等する旨及び変更等を行った後の当規則の内容、効力発生

日を当スキー場WEB サイトにてお知らせし、効力発生日以後は、変更後の当規則が最新のものとして適用されます。

12. 反社会的勢力の排除

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4 年3 月1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々の入場は、固くお断りいたします。

2020年11月12日